

公益社団法人日本技術士会 中部本部 Web 会議利用要領

平成 25 年 11 月 1 日 中部本部役員会制定

(目的)

第 1 条 本要領は、中部本部事務局の会議室において、Web 会議を円滑かつ効率的に利用するために必要な事項について定める。特に、Web 装置のトラブルを招く行為を防ぐことを目的とする。

(予約方法)

第 2 条 Web 会議の予約は、合わせて会議室の予約およびプロジェクターの予約も同時に行うこと。

- 2 Web 会議の開催日を決める前に、会議室の予約状況を確認すること。先行予約の有無を確認してから Web 会議の日程を決めること。先行予約があるときには、先行予約がある場合には、統括本部を含め、先行予約者と調整すること。統括本部が優先とは、限らない。
- 3 休祭日の夜間（17時以降）、または休祭日に使用する場合は、休祭日も含め、会議室の予約を行うこと。ただし、第 4 条で認めた「Web 装置の操作者」が、装置を片付ける場合には、その限りではない。

(Web 機材の利用)

第 3 条 Web 装置のセッティングおよび片付けは、装置のトラブルを防ぐため、事務局で行う。統括本部が通信を開始するまで、Web 装置に手を触れないこと。統括本部が通信を開始すると、本装置は、自動的に通信を開始する。利用者の取り扱いは、画面切り替えのリモコン操作のみとする。

- 2 Web 装置使用后、事務局不在の場合（特に、夜間の使用）は、会議室退出時、利用者は壁のコンセントのみを抜いてから会議室を閉めること。それ以外の操作は不要とする。
- 3 休祭日の利用は、前日勤務日（例えば、金曜日）に、Web 装置のセッティングを行うので、統括本部が開始するまで、Web 装置に手を触れないこと。休祭日前日の夜間の使用も同様である。統括本部で通信を開始すれば、自動的に通信を開始する。この場合、休祭日の他者の会議室の通常利用は原則として禁止する。ただし、Web 装置の片付けられていることが確認できれば、その限りではない。

(Web 装置操作者の指名)

第 4 条 事務局員以外で、各委員会、部会等において 1 名に限り、Web 装置操作者を指名

することができる。各委員会、部会等の Web 装置操作者になる担当者は、中部本部事務局員の指導を受け、事務局長が許可したものが指名される。ただし、トラブルを起こした場合は、その時点で、資格を失う。

(本要領の改廃)

第 5 条 本要領を改廃する場合は、事務局長が役員会に付議し、その承認を得なければならない。

附則 (平成 25 年 11 月 1 日)

この要領は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。